相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市草地七七二番地、最後の住所東京都板橋区大山東町三二番一二―二〇五号トーカンマンション大山

被相続人　亡　藤原　祥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

東京都千代田区平河町一丁目八番二号山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区松が丘一丁目三〇番、最後の住所東京都港区高輪二丁目二番二一―五〇二号

被相続人　亡　小林　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Ｙ一〇一ビル四階白井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内五番地、最後の住所愛知県稲沢市祖父江町森上本郷六　二五番地　被相続人　亡　館内ハツヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

名古屋市千種区光が丘一丁目一八番三号

相続財産管理人　佐藤　成俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市泊山崎町三一七番地、最後の住所三重県鈴鹿市長太旭町四丁目六番二〇号　　被相続人　亡　井上　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階

相続財産管理人　弁護士　森川　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡加茂町大字北小字小谷四六番地、最後の住所京都府相楽郡加茂町大字北小字小谷四九番地の二

被相続人　亡　片岡　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

京都府宇治市大久保町南ノ口六〇番地の二コリンノルドＡ一四

相続財産管理人　岸　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区平野元町二三番地、最後の住所大阪市平野区平野本町一丁目一一番一一号　　被相続人　亡　松永　かめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号

相続財産管理人　川嵜　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市福島区吉野三丁目一六一番地、最後の住所神戸市北区鳴子三丁目一番地の二七二一二号　　被相続人　亡　守屋　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

神戸市中央区相生町四丁目三番一号　神戸ストークビル七階　河瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河瀬　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市下竜尾町六番地九、最後の住所鹿児島県鹿児島市上本町三番一二号アーバンハイツ五〇一号

被相続人　亡　坂元　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十三日

事務所鹿児島県鹿児島市下荒田一丁目三八番三三号リーガル・レノヴァ司法書士事務所

相続財産管理人　芝田　淳

無縁墳墓等改葬公告

観音寺墓地敷地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年８月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社ＩＣＦ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4924号　④株式会社ＩＣＦ東京都渋谷区元代々木町25番６号　代表取締役　池田英治　⑤本社営業所　東京都渋谷区元代々木町25番６号　グランクリーク107号　⑥平成12年12月11日　⑧平成24年７月19日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区元代々木町25番６号　株式会社ＩＣＦ　代表取締役　ビリウコフ・アレキサンダー

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月十三日

一、墳墓等所在地　長崎県五島市幸町三番地一一

一、墳墓等の名称　観音寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳一二基

一、改葬を行おうとする者　長崎県五島市幸町三番地二　観音寺　代表役員　幹　明道

債権申出の催告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十四年七月一日当社が合併したことにより規約の承認の効力が失われたため、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十四年八月十三日

岡山県備前市浦伊部一一七五番地

九州耐火煉瓦株式会社

確定給付企業年金清算人　高木　聡